

令和6年3月19日

気候危機対策会議

(令和5年度 第4回)

議 題

1. 令和6年度以降のエコ住宅補助金の改定について
2. 世田谷区グリーン購入方針の改定について

【事務局】環境政策部環境計画課

令和6年3月19日
環境政策部
環境・エネルギー施策推進課

令和6年度以降のエコ住宅補助金の改定について

1 主旨

令和5年3月策定の「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における重点施策である住宅の脱炭素化の更なる加速に向け、「エコ住宅補助金」をより使いやすく、より脱炭素の効果の高い住宅改修を誘導する補助金とするため、手続きの簡素化と補助内容の見直しを行う。

2 改定の概要

(1) 申請手続きの簡略化

申請者の負担軽減のため、すべての補助を改修工事实施後に申請できることにするとともに、申請手続きのフローを簡略化する。

(2) 審査事務の簡素化

これまで多くの補助メニューを、対象となる工事経費の10～20%の定率補助としていたが、補助対象工事の内容や経費が住宅ごとに大きな差異がないことから、「断熱材の設置」以外の補助を定額補助とする。これにより、審査事務を簡素化し、補助金の交付までの時間を短縮する。

(3) 申請回数の制限の緩和

同一住戸の複数回の改修に対して補助を認めることにより、1住戸あたりのCO₂削減量を上積みする。これまで過去に当該補助金を受けた場合は補助対象外としていたものを、年度ごとに申請可能に改める。

(4) 新規メニューの追加と既存メニューの対象範囲の拡大

①高断熱ドアの改修を新規追加

開口部の断熱改修は既存住宅の断熱改修工事の中で費用対効果は同等であるが、短工期で済み改修に関する居住者の負担が少ないというメリットがあるため、従来の窓の断熱改修に加えて、高断熱ドア改修を新たに対象に加える。

②屋根の高反射改修における対象拡大

ガリバリウム鋼板等による屋根の葺き替え工事は熱効率の向上効果が高いため、補助対象に追加する。

(5) 既存メニューの補助拡充

①太陽熱ソーラーシステム・温水器の補助強化

太陽熱ソーラーシステム・温水器（給湯、暖房用にも利用可能）は、太陽光発電パネルに比べて、変換効率及び単位面積当たりのCO₂削減効果が高く、特に狭隘な面積の住宅屋根において効果を発揮するが、導入事例が少ない。導入を促進するため、補助額を20万円／台に引き上げる。

②蓄電池の上限金額の拡充

定置型蓄電池システムは、創出したエネルギーを不安定な市場価格で売電することなく自家消費することができ、また防災（特に在宅避難支援）の観点からも非常用電源として効果が高い。導入を促進するため、メニュー単独で補助上限金額5万円としていたものを、他のメニューと併せて20～40万円の上限金額に拡充する。

(6) その他

①補助メニュー名の変更

「外壁塗装」との違いを明確化するため、補助メニュー「外壁等の断熱改修」を「断熱材の設置」に改める。

3 補助対象一覧（案）

別添資料のとおり

4 概算経費（税別） 113,550千円（気候危機対策基金を一部活用）

【事業概要】

補助金額：断熱材の設置は工事経費の10%、その他は定額補助

補助上限：断熱材の設置の場合 40万円

太陽光発電システム設置の場合 30万円

その他メニューの場合 20万円

5 事業効果

約1,063 t-CO₂削減 ※令和6年度は令和5年度削減量の約1.3倍を想定

参考：杉の木約120,795本分、一般家庭の約380世帯分

<杉の木換算> 40年生の杉の木1本が1年間に吸収するCO₂の量を8.8kgと推定

<一般家庭のCO₂排出量> 2,800 (kg-CO₂) (2020年環境公表データによる)

6 令和7年度以降の改定について

令和6年度から3年間のサービス向上を見据えた民間事業者への補助金事務の移行や電子化の検討を踏まえるとともに、新規に事業展開する「家庭部門における持続可能なCO₂排出量削減キャンペーン」とも連動させ、住宅におけるCO₂削減効果が最大限図られるよう、令和7年度以降も、更なる補助金業務内容の改善を図る。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年 4月 区民周知・運用開始

5月 特別委員会報告

【資料】補助メニュー比較表（案）

年度	補助メニュー	補助金額	上限金額	対象建物	工事業者	
令和5年度	ア 外壁等の断熱改修 (外壁、床、壁、屋根または窓)	工事経費の10%	合計40万円 合計30万円 合計20万円	既存住宅	区内事業者	
	キ 太陽光発電システム(太陽光パネル)	工事経費の10%		新築住宅・ 既存住宅	区内外事業者	
	イ 窓の断熱改修(二重窓等)	工事経費の20%		既存住宅	区内事業者	
	ウ 窓の断熱改修(複層ガラス)					
	エ 屋根の断熱改修(屋根塗装)	工事経費の10%		新築住宅・ 既存住宅	区内外事業者	
	オ 太陽熱ソーラーシステム・温水器	工事経費の20%				
	コ 住宅の外壁改修(外壁塗装)	工事経費の10%		既存住宅	区内事業者	
	カ 高断熱浴槽	70,000円/台				
	ケ 高効率給湯器	20,000円/台				
	ク 家庭用燃料電池(エネファーム)	50,000円/台				
	サ 蓄電池(定置型)【新規】*1	初期実効容量×1万円		上限5万円/台	新築住宅・ 既存住宅	区内外事業者
	シ 蓄電池(小型ポータブル)【新規】*2	機器費用の5分の1以内		上限1万円/台		

*1:太陽光発電システム(太陽光パネル)を利用して充電できること。

*2:持ち運びが可能な太陽光発電システム(太陽光パネル)を利用して充電できること。

年度	補助メニュー	補助金額	上限金額	対象建物	工事業者
令和6年度	ア 断熱材の設置(外気等に接する部分)	工事経費の10%	合計40万円 合計30万円 合計20万円	既存住宅	区内事業者
	イ 太陽光発電システム(太陽光パネル)	1kW×3万円		新築住宅 既存住宅	区内外 事業者
	ウ 定置型蓄電池システム	初期実効容量×1万円			
	エ 小型ポータブル蓄電池(小型可搬式)	10,000円/台		既存住宅	区内事業者
	オ 太陽熱ソーラーシステム・温水器	20万円/台			
	カ 窓の断熱改修(二重窓、複層ガラス)	1窓(一連の窓)あたり 15,000円			
	キ 高断熱ドアの設置	1ドアあたり15,000円			
	ク 高断熱浴槽	70,000円/台			
	ケ 高効率給湯器	20,000円/台			
	コ 屋根の高反射改修(屋根塗装、葺き替え)	1住戸あたり10万円			
	サ 住宅の外壁改修(外壁塗装) (単独申請不可)※1	1住戸あたり3万円			
	シ 家庭用燃料電池(エネファーム)	50,000円/台			

※1 小型ポータブル蓄電池以外のいずれかと併せて工事を行う場合に申請可能です。

緑色の網掛けについては、主な変更点です。

令和 6 年 3 月 1 9 日
 環 境 政 策 部
 環境・エネルギー施策推進課

世田谷区グリーン購入方針の改定について

1 主 旨

区は、区の日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図るため、平成17年度より「世田谷区グリーン購入方針」(以下、方針という)に基づき、環境に配慮した物品及び役務の優先的購入や調達に取り組み、6分野51品目を重点品目としている。このたび、持続可能な社会の構築に向けた取組みを強化するため、環境省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年12月変更閣議決定)に記載のある分野及び品目の物品購入において、適合品を選択できない場合にはグリーン購入不適合理由書を原則として提出する手順書を定め、環境負荷の大きい分野を重点品目に拡大する等の改定を行う。

2 基本的な考え方

現行の方針を踏襲し、グリーン購入に関する基本的な考え方を以下の通り明記する。

(1) 調達総量の抑制

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分に検討し、調達総量の抑制に努める。また、現在使用中の物品については、修理等により可能な限り長期使用に努める。

(2) 物品等のライフサイクル全体に配慮した調達

物品等の調達に当たっては、性能、機能、品質、価格に加え、資源採取から廃棄に至る、物品のライフサイクル全体についての環境負荷を考慮して、グリーン購入に努める。

3 主な改定内容

(1) 調達手順

物品を購入する際は、別紙「世田谷区グリーン購入方針に定める物品等の調達手順書」に基づき購入するものとする。適合品を選択できない場合は、グリーン購入不適合理由書を環境政策部環境・エネルギー施策推進課へ提出する。「設備」「公共工事」「役務」は不適合理由書の提出の対象外とする。

(2) グリーン購入重点品目数

グリーン購入重点品目数を10分野136品目に拡大する(現行は6分野51品目)。なお、当該品目については、調達実績を把握・公表する(現行のとおり)。ただし、公共工事については、土木計画調整課が「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく環境物品等調達実績の取りまとめを実施しているため、新たな調査は行わない。新規に追加する分野・品目は以下のとおり。

分野	品目
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ
公共工事	グリーン購入対象となる全ての品目(70品目)
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

(3) 改定案
別紙のとおり。

4 改定日
令和6年4月1日

5 その他

- (1) 詳細については3月19日の定期庶務連絡において周知する。
また、令和6年4月～5月に実施予定の環境マネジメントシステム事務説明会において周知を行う。
- (2) 物品等の調達に当たっては、可能な限り方針に適合するよう努めるとともに、納期、価格、市場の需給状況、機能・性能上の必要性等、事務事業への影響も勘案のうえ、適正に行うこと。
- (3) 購入総量については抑制に努めること。
- (4) グリーン購入法は毎年更新があるため、区の方針も毎年更新を行う。

世田谷区グリーン購入方針

1 目的

環境に配慮した物品及び役務（以下「物品等」という。）の優先的購入や調達（以下「グリーン購入」という。）を図ることにより、区の日常業務活動から生じる環境負荷の低減を図ることを目的とする。また、区がグリーン購入を積極的に推進することにより、区民・事業者等におけるグリーン購入を喚起し、循環型社会構築に寄与することをめざす。

2 適用範囲

この方針は区のすべての組織に適用する。

3 基本的な考え方

（１）調達総量の抑制

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量の抑制に努める。また、現在使用中の物品については、修理等により可能な限り長期使用に努める。

（２）物品等のライフサイクル全体に配慮した調達

物品等の調達に当たっては、性能、機能、品質、価格に加え、資源採取から廃棄に至る、物品のライフサイクル全体についての環境負荷を考慮して、グリーン購入に努める。

4 調達の判断基準

物品等を調達するときは、原則として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準（以下「国の判断基準」という。）を満たす製品やサービス（別紙１のとおり）を全分野・全品目において調達するものとする。

国の判断基準に含まれない物品等については、上記３基本的な考え方に基づき、できる限り環境負荷の少ない物品等を調達するものとする。この場合において、公的機関や第三者機関等の認定する環境ラベルの表示のある製品又はこれと同等のものがあるときは、これらの製品やサービスを優先して調達するものとする。

5 調達手順

物品を購入する際は、別紙２「世田谷区グリーン購入方針に定める物品等の調達手順書」に基づき購入するものとする。適合品を選択できない場合は、グリーン購入不適合理由書を環境政策部環境・エネルギー施策推進課へ提出する。

6 グリーン購入重点品目

重点的にグリーン購入を推進する物品等（以下「重点品目」という。）を、以下のとおり定める。

（１）対象

重点品目の対象は、次に掲げる１０分野１３６品目とする。

分野

（ア）紙類（イ）文具類（ウ）画像機器等（エ）家電製品（オ）エアコンディショナー等（カ）温水器等（キ）照明（ク）自動車等（ケ）公共工事（コ）ごみ袋等品目

別紙３のとおり

（２）報告

各所属は、年度ごとに重点品目の調達実績を集計し、各部庶務担当課に報告する。各部庶務担当課は、その結果を取りまとめ、環境政策部環境・エネルギー施策推進課に報告する。

（３）公表

環境政策部環境・エネルギー施策推進課は年間の調達実績を区のホームページ等で公表する。

7 その他

（１）区が出捐する財団法人・社会福祉法人等については、本方針の趣旨を周知し、グリーン購入の推進を求めていく。

（２）改定履歴

この方針は、平成１７年４月１日より施行する。

この方針は、平成１９年４月１日より施行する。

この方針は、平成２１年４月１日より施行する。

この方針は、平成２４年１０月１日より施行する。

この方針は、平成２９年４月１日より施行する。

この方針は、令和２年４月１日より施行する。

この方針は、令和３年４月１日より施行する。

この方針は、令和４年４月１日より施行する。

この方針は、令和５年４月１日より施行する。

この方針は、令和６年４月１日より施行する。

別紙 1

グリーン購入の対象となる分野及び品目一覧 【22 分野 287 品目】

分野	品目
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレイ ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウエットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド
画像機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水器 ・石油温水器 ・ガス調理機器
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明器具 ・LED を光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2 サイクルエンジン油
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器
制服・作業服等	<ul style="list-style-type: none"> ・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス

作業手袋	・作業手袋
その他繊維製品	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水器具 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム
災害備蓄用品	・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート *一次電池 （*は他の分野と同品目）
公共工事	<p>【資材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 <p>【建設機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 <p>【工法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <p>【目的物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋

別紙2

世田谷区グリーン購入方針に定める物品等の調達手順書

世田谷区グリーン購入方針に定める物品等の調達について次のとおり行います。

ただし、不適合理由書の提出については、物品の購入を対象とし、「設備」「役務」「公共工事」は対象外とします。

1 物品等の購入

- (1) 「世田谷区グリーン購入方針」の別紙1「グリーン購入の対象となる分野及び品目一覧」に記載されている品目を調達する場合は、国の判断基準に適合した物品等を選定してください。

【判断の基準】	グリーン購入の適合品であるための基準です。 基準を満たすものを調達してください。
【配慮事項】	上記【判断の基準】に加えてさらに配慮することが望ましい事項です。 できれば、この内容を満たすものを調達してください。

基本的に、「グリーン購入法適合」などとカタログに表示のあるもの、エコ商品ネットで「G法適合」と表示のあるもの、「グリーン購入の調達者の手引き」に掲載の分野・品目別の環境ラベルの表示のあるものはグリーン購入の適合品です。

- (2) 上記(1)のうち、「設備」「役務」「公共工事」を除く分野の物品を購入する際は、「適合」「不適合」「対象外」かを確認し、「不適合」に該当する場合は、適合品を調達できない「理由書」(様式1)を作成し、環境・エネルギー施策推進課へメールでご提出ください。

適合	別紙1に記載されている品目であり、【判断の基準】を満たしている
不適合	別紙1に記載されている品目であり、【判断の基準】を満たしていない
対象外	別紙1に記載されていない品目

2 製品情報

- (1) カタログの「グリーン購入法適合」などの表示

環境物品等の選定の際は、各メーカーや通信販売会社のカタログに「グリーン購入法適合」などの表示がされていることが多いのでそれらを参考にしてください。

グリーン購入法適合であることを示す統一の表示はなく、以下のように各メーカーや通信販売会社により表示が異なります。

グリーン購入法適合を示す表示の例



(2) エコ商品ネットでの「G法適合」の表示

グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」のHPも参考にしてください。

エコ商品ねっと：<https://www.gpn.jp/econet/>

(3) 「グリーン購入の調達者の手引き」に掲載の分野・品目別の環境ラベルの表示

環境省「グリーン購入の調達者の手引き」に分野・品目別に環境ラベルの記載がありますので、参考にしてください。「グリーン購入の調達者の手引き」は庁内公開サイトに掲載しています。

[庁内公開サイト > 環境計画課 環境・エネルギー施策推進課 > 区的环境マネジメントシステム（ECO ステップせたがや）等に関すること > グリーン購入の取組みについて](#)

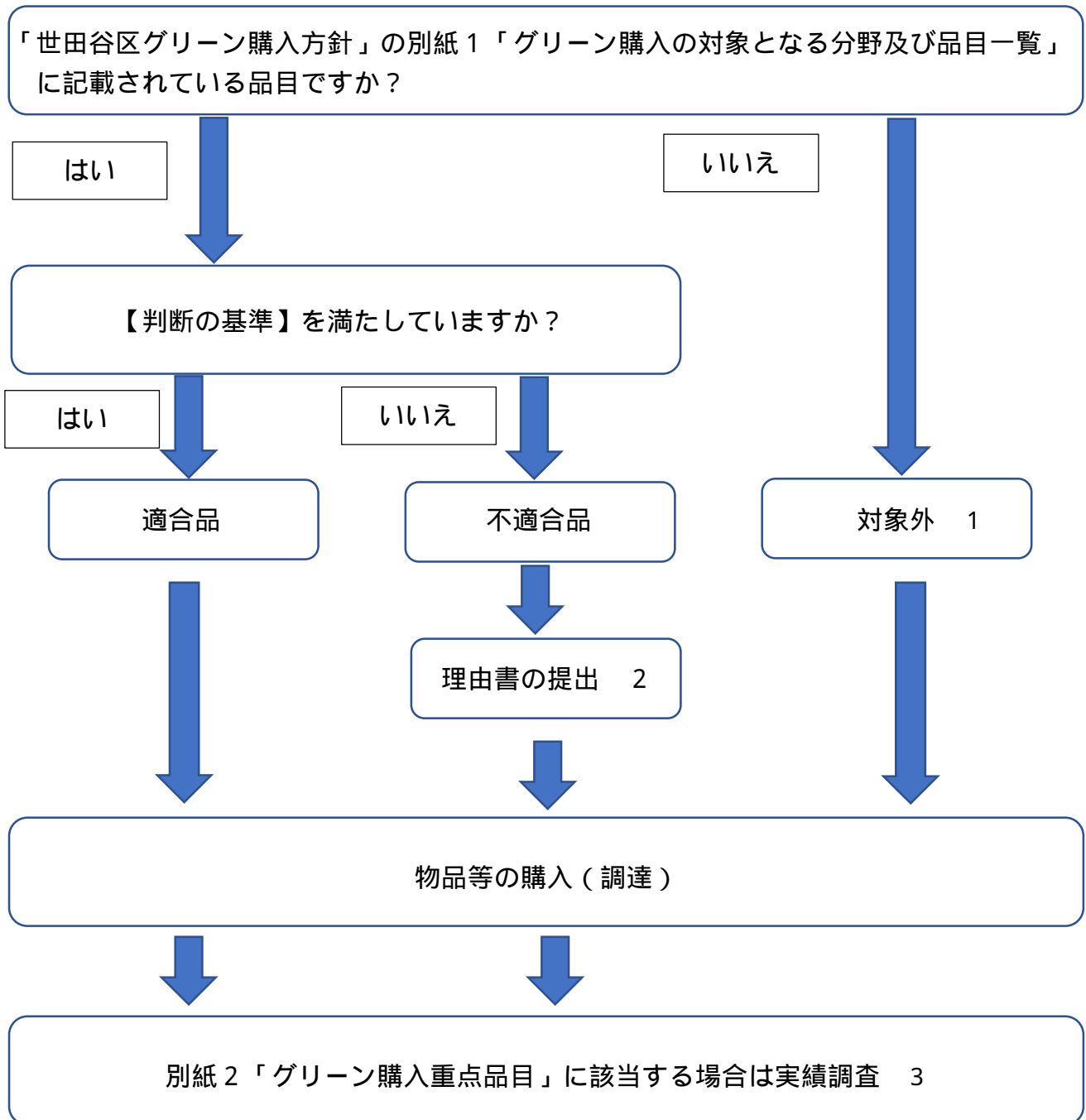
参考となる環境ラベルの例

エコマーク



(参考)

グリーン購入事務のフロー



- 1 対象外の場合も、できる限り環境負荷の少ない物品等を調達する。
- 2 判断の基準が複雑なため「設備」「役務」「公共工事」は提出の対象外とする。
- 3 公共工事については、土木計画調整課による「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく環境物品等調達実績の取りまとめにより調査を代替し、グリーン購入独自の調査は実施しない。

(様式1)

課

グリーン購入不適合理由書

適合品を調達できない理由は以下のとおりです。

分野	品目名	調達できない理由

納期、価格、市場の需給状況（市場に適合品がないなど）、事業を行う上での機能・性能上の必要性など、理由を記載する。

グリーン購入重点品目 【10分野 136品目】

分野	品目
紙類	・コピー用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・消しゴム ・ステープラー ・事務用修正具(テープ) ・事務用修正具(液状) ・クラフトテープ ・布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) ・はさみ ・カッターナイフ ・のり(液状) ・のり(澱粉のり) ・のり(固形) ・のり(テープ) ・ファイル ・バインダー ・事務用封筒(紙製) ・窓付き封筒(紙製) ・ノート ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ
画像機器等	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ
家電製品	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・電球形LEDランプ
自動車等	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油
公共工事	<p>【資材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート・下塗用塗料(重防食) ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) ・再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) ・パークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) ・LED道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 <p>【建設機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 <p>【工法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <p>【目的物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
ごみ袋等	・プラスチック製ごみ袋